

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とコスモリサイクル株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、稲沢市内において、災害時に生じた廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 災害 稲沢市地域防災計画で扱う災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の分別・処分
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理の内容
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、車両、資機材等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物を適切に分別し、再利用及び再資源化に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。
- (4) 適用される全ての関係法令を遵守すること。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、第3条各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の要請により乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び支払い方法については、速やかに甲乙が協議の上、定めるものとする。

(事故の報告)

第8条 乙は、第5条第1項の規定による業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第9条 第5条第1項の規定による業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合のその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲乙は、円滑な災害廃棄物の処理等のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自本書 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

乙 愛知県稲沢市福島町沢西 95 番地 1
コスモリサイクル株式会社
代表取締役 三 根 健 一